

○奈良県広域消防組合公共工事発注見通し公表に係る実施要綱

令和5年11月30日訓令甲第14号

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条に基づき、奈良県広域消防組合が発注する公共工事の発注見通しの公表については、この要綱の定めるところによる。

(公表対象工事)

第2条 公表の対象となる工事は、当該年度予算における建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事のうち、予定価格が250万円を超えるものとし、その予算会計及び科目等は問わないものとする。また、前年度繰越予算による事業についても、当該年度に発注する場合は、公表の対象とする。

(公表の時期)

第3条 公表時期は四半期単位とし、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

- (1) 4月（1年間の発注見通し）
- (2) 7月（4月の見直し）
- (3) 10月（7月の見直し）
- (4) 1月（10月の見直し）

(公表の方法等)

第4条 公表の方法は、奈良県広域消防組合ホームページへの掲載により行うものとする。

2 掲載期間は、当該年度の3月31日までとする。

(公表調書)

第5条 公表調書に記載する項目は、次のとおりとし、様式第1号及び様式第2号により行うものとする。

工事名称	工事内容が分かる程度に簡略化して記載する。
工事場所	所在地及び名称を記載する。
工事期間	約〇か月と記載する。
工事種別	建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事のうち該当するものを記載する。 (複数の工事種別がある場合は、代表工事種別を記載する。)
工事概要	工事内容を簡潔に記載する。
入札（契約）方法	一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のうちいずれかを記載する。
入札（契約）時期	四半期単位の記載とする。 ・第1四半期：4月・5月・6月 ・第2四半期：7月・8月・9月 ・第3四半期：10月・11月・12月 ・第4四半期：1月・2月・3月

(変更及び追加の取扱い)

第6条 公表内容を変更する場合は、変更箇所を朱書訂正し、備考欄に「変更」と朱書するものとする。

2 公表内容を追加する場合は、記載事項に加えて備考欄に「追加」と青書するものとする。
(発注済の工事の取扱い)

第7条 公表した工事で、次回の公表時において既に発注済である場合は、削除するものとする。

2 公表していない工事で、次回の公表時において既に発注済である場合は、公表する必要はないものとする。

(公表の対象外)

第8条 工事の実施に必要な用地取得や関係機関等との協議又は調整が未了のため、発注見通しが立たない場合又は事業遂行上不利益になると判断される場合は、公表の対象外とすることができる。

2 管理施設及び構造物について、災害発生期間中若しくは災害発生直後又は事故若しくは突発的な維持管理のため緊急的に実施する工事は、公表の対象外とする。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

○年度奈良県広域消防組合公共工事発注見通し
（○月○日以降発注予定）

○年○月

総務部財政課契約係

- 奈良県広域消防組合公共工事発注見通しは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条に基づき公表するものです。
- 掲載する内容は、○年○月現在の発注見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに掲載されていない工事が発注される場合があります。

